

長門市公共施設照明設備LED化事業に係る仕様書

本仕様書は、長門市（以下「発注者」という。）が発注する長門市公共施設照明設備LED化事業（以下「本事業」という。）について、受注者の適正な履行の確保を図るために必要な事項を示す。

1. 事業の目的

長門市の公共施設32施設において、既設の照明器具をLED照明器具（器具交換にあつては当該LED照明器具をいい、ランプ交換にあつては当該LEDランプをいう。以下、本仕様書において「LED照明器具」という。）に交換することで、温室効果ガスの排出量の削減を図るとともに、消費電力の抑制、維持管理費の削減を図ることを目的とする。

2. 事業名

長門市公共施設照明設備LED化事業

3. 事業の内容

- (1) LED照明器具、付属品、その他取付けに必要な資材等の調達
- (2) 既設照明器具等の撤去、処分
- (3) LED照明器具の取替えに係る設計
- (4) LED照明器具、付属品、その他取付けに必要な資材等の設置作業
- (5) LED照明器具、付属品、その他取付けに必要な資材等の賃貸借及び賃貸借物件の保守・保証（賃貸借期間を保険期間とする動産総合保険への加入を含む）
- (6) LED化に伴う設置前後の年間消費電力量及び電気料金並びにCO₂排出量削減量等エネルギー削減量等を比較した資料の作成
- (7) その他、本仕様書のとおり

4. 対象施設

別紙1「履行施設一覧」のとおり

5. 数量及び設置場所

別紙2「LED照明器具・ランプ製品仕様書」のとおり

6. 設置期限及び賃貸借期間等

- (1) すべてのLED照明器具を令和9年2月26日までに設置し完了検査（14を参照のこと）を終えること。ただし、油谷小学校については、夏休み又は冬休み期間中に設置し、完了検査を終えること。

- (2) 賃貸借期間は、10年間（120ヶ月間）とする。

賃貸借期間の開始日は、LED照明器具の設置後の完了検査に合格した日の翌月からとする。

なお、完了検査を終えた施設から賃貸借を開始する。詳細は協議のうえ決定する。

- (3) 賃貸借期間の開始前であっても、受注者はLED照明器具を設置した順に、発注者が仮使用を行うことを認めるものとする。

(4) 仮使用の期間中に不点灯・ちらつき等が発生した場合は、その原因が機器等の不具合、施工不良等によるときは、受注者の負担で物品の取替え、修理等を行うものとする。

7. 賃貸借期間満了時の取り扱い

受注者は、賃貸借期間満了時に賃貸借物件の所有権を発注者に無償譲渡するものとする。

8. 賃貸借料金の支払い

賃貸借料金の支払方法は、契約金額を120等分した金額を月額とし、毎月後払いとする。月額に1円未満の端数が生じた場合は、初回の支払いに含める。

なお、施設ごとに賃貸借期間の開始日が異なるため、施設ごとに契約するものとする。詳細は協議により決定するものとする。

9. 法令遵守

受注者は、本仕様書における明示の有無に関わらず、本事業の履行及び本事業の履行に附帯して発生するすべての行為等について、関連する法令（条例等を含む）及び規則、基準、規格等について、最新のものを遵守すること。また、受注者は本事業の一部を第三者に委託又は共同事業体（コンソーシアム）（以下「委託等」という。）により実施する場合は、その者に対し、同様の遵守を徹底させること。そのほか、受注者は本事業の履行にあたり、照明器具の撤去及び設置作業等にあたっては、電気工事士法（昭和35年法律第139号）第3条の規定に従い第一種又は第二種電気工事士の資格を有する者に従事させること。

10. 第三者への一部事業の委託及び市内業者の活用

受注者は、事業の一部を委託等する場合は、協定締結後に発注者に対して、作業体制調書（任意様式）を提出し、その承諾を得ること。電気工事にかかる委託等の相手先にあたっては、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく電気工事の許可を受けた事業者とすること。また、LED照明器具、付属品、その他取付けに必要な資材等の設置作業及び既存照明器具等の撤去、処分並びに設置後の保守、交換、修繕には市内業者を含めることとし、市内業者の選定にあたっては、以下の点に留意すること。ただし、設置後の交換、修繕において急を要す場合は、この限りではない。

- (1) 選定する市内業者は、長門市建設工事等請負業者選定事務要綱（平成17年長門市要綱第47号）第8条の規定による建設工事等入札参加資格者名簿に登載があるものうち、令和8・9・10年度長門市建設工事入札参加資格者名簿に電気工事（申請事務所の所在地が長門市内であるものに限る。）として登録がある業者であること。
- (2) 選定する市内業者は、長門市工事等請負契約に係る指名停止等の措置要綱（平成17年長門市要綱第62号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) LED照明器具、付属品、その他取付けに必要な資材等の設置作業及び既存照明器具等の撤去、処分については、その作業の8割以上を選定する市内事業者が施工するこ

と。なお、その計画について、入札参加資格確認申請書の提出の際に施工計画書を提出すること。

11. 発注者が提供する電力等

受注者は、発注者との協議により、本事業の履行にあたり電力及び水道の提供を受けることができる。ただし、電力及び水道の提供を約するものではない。

12. LED照明器具の仕様及び条件

(1) LED照明器具及び付属品、その他取付けに必要な資材等は、新品のものを調達し設置すること。

(2) LED照明器具及び付属品は、一般社団法人日本照明工業会に加盟し、かつ、本事業と同類事業において地方自治体への導入実績がある国内照明メーカーの製品を選定すること。なお、複数のメーカー製品を組み合わせで選定することができるものとする。

(3) LED照明器具の仕様は、別紙2「LED照明器具・ランプ製品仕様書」のとおりとする。

(4) 光源（LED）の寿命は全光束が初期値の70%となるまでの総点灯時間が、4万時間以上であること。

(5) 既設照明器具及び新たに設置するLED照明器具の数量、設置場所等については、別紙2「LED照明器具・ランプ製品仕様書」のとおりとし、LED照明器具の設置に際しては、同リストの交換方式欄に「器具交換」と記載があるものは器具交換で対応するものとし、「ランプ交換」と記載があるものは、ランプ交換で対応するものとする。なお、交換方法欄に「対象外」と記載があるものは、本事業の対象外とする。

(6) 「ランプ交換」において、既設器具にソケットの劣化（接触不良、割れ、バネ不良等）及び電線の劣化等が認められる場合は、ソケットや電線の交換を実施すること。また、直管LEDランプの交換の場合、既設直管形蛍光灯器具本体の配線及び安定器は、直管LEDランプ設置のため切り離しを行い、切り離された配線は末端処理を施すこと。そのほか、直管LEDランプの交換にあたっては、G13口金を持つ片側給電方式でありJLMA301の規格を満たすランプとし、日本照明工業会ガイド301に則して施工すること。ただし、安定器は残置可とする。なお、別紙2「LED照明器具・ランプ製品仕様書」にてランプ交換を指定している場合であっても、既設の器具本体が老朽化等によりランプ交換に適さない場合は「器具交換」により対応すること。

(7) 片側給電の場合、灯具内の結線替え作業を行った灯具には、電源供給口側に電源供給口を示すシールを貼ること。

(8) 別紙2「LED照明器具・ランプ製品仕様書」の備考欄に「調光」と記載されているものは、調光機能を付与すること。なお、調光方式は原則無線によるものとし、か

つ市が指定した場所において調光運用を支障なく円滑に行えるよう、制御機器には十分な通信制御範囲を確保すること。なお、基本操作は壁に固定されたスイッチ方式とし、タブレット等(リモコン可)を用いて個別制御が可能であること。

- (9) 既設照明器具からの置き換えに適した寸法・形状の器具を選定すること。また、天井材等にアスベストが含有されている可能性を考慮し、可能な限り建物の改修を伴わないものを選定すること。
- (10) 別紙2「LED照明器具・ランプ製品仕様書」の防水欄が「○」のものについては、防水等の機能を有するものを選定すること。ただし、既設器具本体の防水等機能に劣化等が認められる場合は器具交換も想定し、双方協議により決定する。
- (11) 既設照明器具に付属機器又は付帯機能がある場合は、交換するLED照明器具にも同様に付属機器及び付帯機能を備えること。
- (12) 設置後（ランプ交換を含む）、器具が設置された状態で視認可能な位置に管理用ラベルを貼付すること。ラベルには以下の項目を表示すること。
 - ア) 事業年度
 - イ) 賃貸事業者名
 - ウ) 賃貸借期間
- (13) 受注者は、設置しようとするLED照明器具について、施設ごとに設置予定機器リストを作成し、発注者に提出すること。

13-1 設置仕様（着手前）

- (1) 受注者は、設置作業に先立って、別紙2「LED照明器具・ランプ製品仕様書」の記載内容を現地にて確認し、記載内容と相違があった場合は、別紙2「LED照明器具・ランプ製品仕様書」を修正し、発注者へ速やかに提出し、協議するものとする。
- (2) 受注者は、設置作業の着手前に作業計画書（緊急連絡先名簿、作業体制の詳細、工程表、安全管理計画など）を発注者に提出し、発注者の承諾を得ること。
- (3) 受注者は、施工管理者を定め発注者へ届け出ること。また、施工管理者は、施工計画の作成、工程管理、安全管理、作業員への指導などその知識経験のある者とし、品質や工程、安全等など作業全般の管理及び指揮監督を行うこととする。なお、施工管理者は作業中の現場を適宜巡回し作業員への指導及び工程の品質監理等を行い、重要な作業等を実施する際は立会を行うなど、適正な作業を実現し、設置品質等を確保するものとする。また、施工管理者は設置作業等が行われている時は常時、作業員及び発注者からの連絡に対応できるようにすること。
- (4) 設置作業において停電等が必要な場合は事前に停電の影響範囲や停電を要する期間を報告のうえ、発注者の承諾を得たうえで作業日時を決定すること。

13-2 設置仕様（仮設工事）

- (1) 設置作業にあたり仮設足場を必要とする場所がある場合は、足場の設置により当該施設の運営上の支障が起きないように設置場所、設置期間、設置方法について発注者と

協議し承諾を得ること。

- (2) 作業員の車両や資材搬入、廃棄物の搬出等の運搬車について、施設敷地内の経路、駐車位置、時間等について、あらかじめ発注者と協議し承諾を得ること。

13-3 設置仕様（設置作業）

- (1) 受注者は、設置前に現場調査、回路調査等を十分行い作業を実施すること。また、調査等において仕様書等の相違を発見した場合には、速やかに発注者へ報告し、協議すること。
- (2) 受注者は、既設機器を取り外した後、即日LED照明器具を設置し点灯するものとする。
- (3) 設置作業に使用する雑材等は、すべて新品とすること。
- (4) 設置作業において発生する軽微な工事、補修等については、本事業に係る契約の作業範囲として実施すること。
- (5) 既設照明器具からLED照明器具へ更新する際に関係諸官公庁等へ申請又は届出が必要な場合はすべて受注者が代行すること。
- (6) 設置前後に当該照明回路について分電盤の分岐回路ごとに絶縁測定を実施し、作業による絶縁劣化等がないことを確認し、完成時に結果を報告すること。（14を参照のこと）
- (7) LED照明器具については、落下等の危険がないよう安全に設置すること。
- (8) 作業範囲及び通路や資材置き場などについては、建物等に損傷を与えることのないよう必要に応じて養生すること。
- (9) 設置工事に係る作業方法、安全管理については、発注者と打ち合わせを行い、受注者の責任において安全確保（建物のみならず、施設利用者及び施設職員等の安全にも十分に配慮すること。）に必要な措置を講じるとともに、施設運営に支障が生じないようにすること。設置作業中に事故等が発生した場合は、速やかに発注者に報告のうえ、発注者の指示に従うこととし、解決にかかる一切の費用は受注者が負担するものとする。
- (10) 設置作業の日時は、各施設の事情に十分配慮し、詳細については発注者と協議のうえ決定すること。
- (11) 本市の他の発注工事と重複する場合は、打ち合わせ等を行い相互に協力すること。
- (12) 受注者は、天井等建築物の改修が必要な場合は、石綿含有建材（アスベスト）に関する事前調査を実施し、調査結果を発注者に報告すること。事前調査の結果、レベル1又は2に該当する可能性を確認した場合は、分析調査を行うこととし、それ以外の場合は、レベル3に該当するとみなしたうえで、石綿障害予防規則（平成17年省令第21号）ほか関係法令により義務付けられた措置を実施すること。なお、これらに要する費用は契約金額に含めること。また、分析調査によりレベル1又は2に該当することを確認した場合は、発注者に直ちに報告し、対応について協議を行うこととする。

(13) 設置後の電力料金を設置前と比較し市にとって有利になる場合は、発注者と協議の上電力供給事業者に対し契約変更の手続きを行うこと。

13-4 設置仕様（既設照明器具等の撤去・処分）

- (1) LED照明器具の設置により不用となる既設の照明器具、蛍光灯、配管、配線等及び設置に伴い発生した梱包材等の廃棄物は、すべて受注者が撤去、運搬及び処分すること。
- (2) 上記（1）に関わらず、既設の安定器の取り外し及び集積に際しては、PCBが含まれることが懸念される安定器は確認を行い、PCBが含まれることが確認された場合は、ただちに発注者へ報告するものとし、その後の対応については、発注者の指示に従うものとする。

13-5 設置仕様（設置前後の検査等）

受注者は設置前後における検査等を次のとおり行い、その結果を発注者に書面で提出すること。

(1) 設置後の動作確認等の実施

受注者は、各LED照明器具の設置後、当該施設の職員等の立会のもと、異常なく点灯し、調光、人感センサー、自動点滅などの各種制御機能等が異常なく作動することを確認すること。

(2) 設置前後の絶縁測定

設置前後に当該照明回路について分電盤の分岐回路ごとに絶縁測定を実施し、作業による絶縁劣化等がないことを確認すること。（13-3（6）を参照のこと）

(3) 設置状況の写真撮影（写真台帳）

撮影対象は、LED照明器具及び部屋の全景等の設置前後の写真とする。

(4) LED照明導入リスト（管理台帳）の作成

設置したLED照明器具（調光用のタブレット等を含む）の数量、詳細情報（商品名、型番、付帯機能の有無、機器の種類（型番等）ごとに付番した管理番号）を設置場所ごとにまとめたものを施設ごとにエクセルデータにて作成すること。

14. 完成図書等

受注者は、設置完了後、以下の内容を取りまとめ、施設ごとに電子データ*を提出し、発注者の完了検査を受けること。完了検査には、施工管理者が立ち会うこと。

(* (1) (7)はエクセルデータ、それ以外はPDFデータとする。)

- (1) LED照明導入リスト（管理台帳） *13-5 (4)参照
- (2) 調光機能に関する取扱説明書又は機器仕様書
- (3) 設置前後の絶縁測定の結果 *13-3 (6)参照
- (4) 写真台帳 *13-5 (3)参照
- (5) 石綿含有建材（アスベスト）に関する分析調査を行った場合の調査結果に関する書類

- (6) 関係諸官公庁等（電力供給事業者を含む。）への申請又は届出が完了していることを示す書類（必要な場合のみ）
- (7) LED化に伴う設置前後の年間消費電力量及び電気料金並びにCO₂排出量削減量等を比較した資料（全体及び施設ごとに作成）。詳細は、別途協議する。
- (8) 竣工図（市が提供する資料に対する修正等を想定）

15. 保険加入

受注者は、賃貸借物件について自らの費用負担により、賃貸借期間中の動産総合保険を付すこと。

16. 賃貸借物件の保守・保証

- (1) 賃貸借物件に対する保守・保証期間は、賃貸借期間に工事期間及び仮使用期間を加えた期間とし、その間に生じた不点灯や不具合等（受注者の責や製品不良に起因する照度低下等を含む。以下同じ。）に係る費用（器具交換、部品交換、出張料金等）は受注者の負担とする。
- (2) 受注者は、不点灯や不具合等の障害（以下「障害」という。）が生じた場合の連絡先、担当者等を記載した体制表を提出すること。なお、障害が生じた場合の受付が365日・24時間対応できる体制を確保すること。
- (3) 障害が生じた場合は、受注者は速やかに現場を確認し、遅滞なく交換、修繕を実施するものとする。交換、修繕の作業は、原則市内業者が実施すること（10を参照のこと）
- (4) 障害が生じ対応した場合は、その都度、文書による報告書を提出すること。
- (5) 受注者は落雷等の不可抗力により賃貸借物件に障害が生じた場合であっても、その加入する動産総合保険の保証範囲内において取替え・修理等の補償を行うものとする。なお、動産総合保険の範囲外の費用負担について、発注者の責による場合は発注者の費用負担とし、施工不良等、受注者の責による場合は、受注者の費用負担とする。
- (6) 賃貸借期間中において、発注者がLED照明器具の取り外し、再設置（設置場所の変更を含む）を行う必要が生じた場合は、発注者はあらかじめ受注者に報告するものとする。この場合において、受注者は当該LED照明器具の保守・保証の継続及び継続するための再設置の手法等について発注者との協議に応じるものとする。

17. 適用規格及び参考規格

本仕様書において規定されていないものは、以下の規格等を適用する。

(1) JIS規格

JISC62504	一般照明用LED製品及び関連装置の用語及び定義
JISC7801	一般照明用光源の測定方法
JISC7550	ランプ及びランプシステムの光生物学的安全性
JISC8105-1	照明器具 - 第1部：安全性要求事項通則

- JISC8105-2-1 照明器具 - 第2 - 1部：定着灯器具に関する安全性要求事項
- JISC8105-2-2 照明器具 - 第2 - 2部：埋込み形照明器具に関する安全性要求事項
- JISC8105-2-22 照明器具 - 第2 - 22部：非常時用照明器具に関する安全性要求事項
- JISC8105-3 照明器具-第3部：性能要求事項通則
- JISC8105-5 照明器具-第5部：配光測定方法
- JISC8147-2-7 ランプ制御装置 - 第2 - 7部：非常時照明用制御装置の個別要求事項
- JISC8147-2-13 ランプ制御装置 - 第2 - 13部：直流又は交流電源用LEDモジュール用制御装置の個別要求事項
- JISC8152-1 照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法－第1部：LEDパッケージ
- JISC8152-2 照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法－第2部：LEDモジュール及びLEDライトエンジン
- JISC8152-3 照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法－第3部：光束維持率の測定方法
- JISC8153LED モジュール用制御装置－性能要求事項
- JISC8154 一般照明用LEDモジュール－安全仕様
- JISC8155 一般照明用LEDモジュール－性能要求事項

(2) 電気用品安全法（PSE）

日本国内電気用品安全法上の技術基準の内容に準拠するものとする。

18. 現地見学

現地見学は、実施しない。

なお、履行施設に電話等により直接問い合わせることは禁止する。

19. その他

- (1) 入札金額は、全対象施設の10年分（120ヶ月分）の賃貸借料金（税抜）とする。賃貸借料金には、本事業にかかるすべての費用を含めるものとする。

なお、入札書に施設ごとの内訳書を同封すること。

- (2) 本仕様書に明示されていない事項

本仕様書に明示されていない事項でも、その履行上当然必要となる事項については、受注者が責任を持って、対応すること。

- (3) 予想されるリスクと責任分担

発注者と受注者の責任分担は、原則として別紙3「予想されるリスクと責任分担」によることとする。

- (4) 本仕様書に記載のない事項

本仕様書に記載のない事項については双方協議のうえ決定するものとする。

20. 本仕様書に関する問い合わせ先

担当：長門市総務部監理管財課

住 所 : 山口県長門市東深川1339番地2

電 話 : 0837-23-1253

F A X : 0837-22-4545

e-mail : kanri.kanzai@city.nagato.lg.jp